○近畿地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　八幡市美濃山御毛通五四番三から京田辺市松井宮田三一番一まで　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十二日

○近畿地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　京田辺市松井柏原六九番一から同市松井宮田二六番一まで　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十二日

○北海道開発局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百五十二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三笠市桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三九八林班ロ小班から同市桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三九九林班二小班まで	前	二〇・〇三～四七・七一メートル	〇・二四九キロメートル
	後	二〇・六四～六五・九七	〇・二四九

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十二号　北海道野付郡別海町上春別一二八番七から同町上春別一二七番一四まで　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

〃　北海道野付郡別海町上春別一二五番二一から同町上春別一二四番一六まで　〃

四百五十二号　三笠市桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三九八林班ロ小班から同市桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三九九林班二小班まで　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年九月二十二日

○北海道開発局告示第百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百三十七号　北海道石狩郡当別町当別太六八六番二地内　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年九月二十三日

人事異動

国家公安委員会

警視総監　沖田　芳樹

辞職を承認する

（警察庁刑事局長）警視監　吉田　尚正

警視総監に任命する（以上九月十五日）

警察庁

（警察庁長官官房付）警視監　樹下　尚

警察庁刑事局長を命ずる（九月十五日）

法務省

○定年退官

高松区検察庁副検事高井雅文は、検察庁法第二十二条の規定により九月十七日定年退官

外務省

外務事務官（大臣官房）　尾池　厚之

内閣官房に出向させる

（総合外交政策局安全保障政策課国際安全・治安対策協力室長）外務事務官　宮本　新吾

アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第二課長に昇任させる

（内閣府参事官（政策統括官（共生社会政策担当）付））内閣府事務官　町田　達也

国際情報統括官付国際情報官（第二国際情報官室担当）に転任させる

（国際情報統括官付国際情報官（第二国際情報官室担当））外務事務官　別所　健一

在カンボジア日本国大使館参事官に転任させる

（アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第二課長）同　松尾　裕敬

在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官に転任させる（以上八月十五日）

在ストラスブール日本国総領事館総領事に採用する（八月二十日）　佐藤　隆正

（欧州局政策課長）外務事務官　小林　麻紀

大臣官房に配置換する（八月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アルメニア国の独立記念日につき、九月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、マルタ国の独立記念日につき、九月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エジプト国の新年につき、九月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、クウェート国の新年につき、九月二十日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、バーレーン国の新年につき、九月二十日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務の認定申請受付について

衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送に限る。以下同じ。）の業務の認定について、平成29年9月22日（金）午前9時30分から同年10月23日（月）午後6時15分まで総務省情報流通行政局衛星・地域放送課において申請の受付を行います。